

一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）概要版 令和7年3月

朝日町

川越町

朝日町、川越町組合立環境センター

目 次

第1章 計画策定の概要.....	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画期間及び目標年度	1
第2章 計画の基本方針と目標.....	5
第1節 基本理念	5
第2節 基本方針	5
第3節 数値目標の設定	6
第3章 ごみの発生抑制・排出抑制計画.....	8
第1節 家庭系ごみの減量化施策.....	8
第2節 事業系ごみの減量化施策.....	8
第3節 食品ロス削減の推進.....	9
第4節 廃プラスチック対策.....	9
第4章 収集運搬・中間処理・最終処分計画.....	9
第1節 収集運搬計画	9
第2節 中間処理計画	10
第3節 最終処分計画.....	10
第4節 その他の対策	10
第5章 ごみ処理基本計画の進行管理.....	11
第1節 計画の進行管理	11
第2節 住民への情報提供.....	11

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項において、市町村は廃棄物の減量化や適正な処理に関するための一般廃棄物の処理に関する計画（以下「本計画」という。）」を定めることが義務付けされています。

本計画は、廃棄物の適正処理を確保しつつ、資源の有効活用と環境負荷の軽減を目的とし、地域社会における持続可能な循環型社会の形成を目指すため、ごみの減量化と資源化を柱とし、廃棄物の排出抑制、再使用（リユース）の奨励、リサイクルの促進を含む施策を展開します。具体的には、住民や事業者への啓発活動、廃棄物の分別収集の強化、ごみの発生量を抑制し、最終処分量の削減を図ります。

第2節 計画期間及び目標年度

本計画の計画期間と目標年度を図 1-1 に示します。

計画期間は、令和7年度～令和16年度までの10年間とします。

なお、令和11年度に定める「見直し」は、本計画に関連する新法の制定や現法令等や改廃、廃棄物の処理量に大幅な乖離などが生じた場合において、本計画を見直すこととします。

年度	R7	R8	R9	R10	R11 (見直し)	R12	R13	R14	R15	R16 (見直し)
本計画					中間 目標					目標 年度

図 1-1 計画期間と目標年度

1. ごみ排出量の実績

(1) 朝日町

朝日町のごみ排出量実績を表 1-1 及び図 1-2 に示します。朝日町のごみ排出量実績は、令和 3 年度までは増加傾向でしたが、その後は減少傾向となっています。

品目別にみると、一般ごみは令和 3 年度に大きく減少しました。令和 3 年度の埋立ごみは一時的に増加しました。粗大ごみは令和 2 年度に大きく増加しましたが、概ね 120～160t/年間で推移しており、再生ごみは令和 3 年度以降 200t/年を超え微増傾向です。また、剪定枝は増減はあるものの概ね増加傾向です。事業系ごみは概ね 110～140t/年で推移しています。

表 1-1 朝日町のごみ排出量実績

	(t/年)				
	R1	R2	R3	R4	R5
年間ごみ排出量	2,321	2,432	2,493	2,411	2,277
家庭系ごみ	2,002	2,099	2,171	2,056	1,940
一般ごみ	1,396	1,412	1,329	1,402	1,288
埋立ごみ	301	336	495	327	306
粗大ごみ	117	156	137	117	134
再生ごみ	188	195	210	210	212
事業系ごみ	138	120	117	116	114
剪定枝等	181	213	205	239	223

出典：剪定枝以外は環境省 一般廃棄物処理実態調査結果、剪定枝は枝木搬入量、堆肥受渡量
(以下同様)

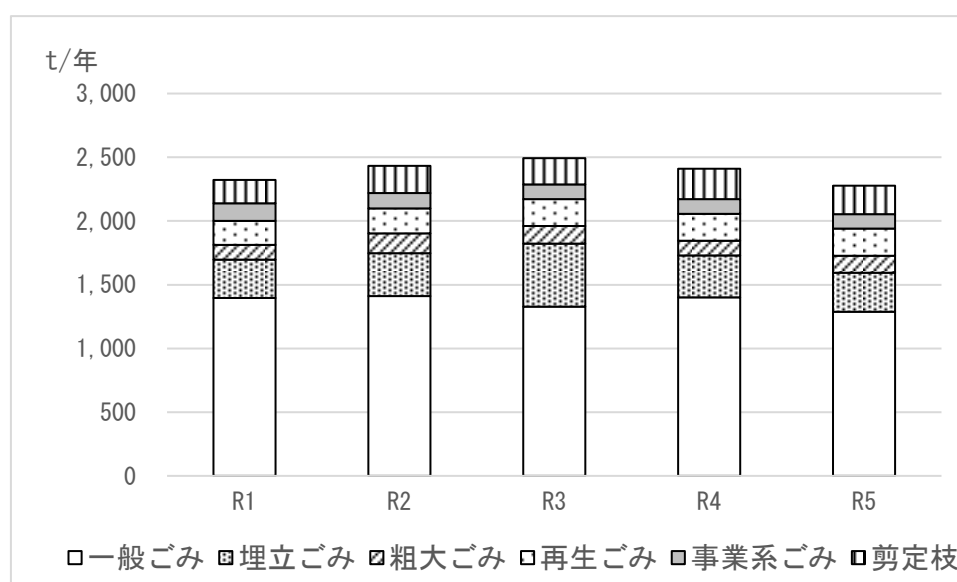


図 1-2 朝日町のごみ排出量実績

(2) 川越町

川越町のごみ排出量実績を表 1-2 及び図 1-3 に示します。川越町のごみ排出量実績は、令和 3 年度までは増加傾向でしたが、その後は減少傾向となっています。

品目別にみると、一般ごみは令和 4 年度までほぼ横ばい状況となっており、令和 5 年度に減少しました。埋立ごみも同様に、令和 4 年度までほぼ横ばい状況となっており、令和 5 年度に減少しました。粗大ごみは大きく変動していますが、概ね 130～220t/年間で推移しています。再生ごみは、300t/年以上となっていますが減少傾向にあります。また、剪定枝は増減があるものの概ね横ばい傾向です。集団回収は令和 2 年度に大きく減少しその後微増しています。事業系ごみは令和 4 年度に最も増加しましたが、概ね 430～490t/年間で推移しています。

表 1-2 川越町のごみ排出量実績

	(t/年)				
	R1	R2	R3	R4	R5
年間ごみ排出量	3,470	3,623	3,678	3,611	3,363
家庭系ごみ	2,815	2,901	2,979	2,878	2,682
一般ごみ	1,835	1,855	1,889	1,906	1,764
埋立ごみ	455	506	558	514	464
粗大ごみ	171	219	170	142	127
再生ごみ	320	310	349	304	311
集団回収	34	11	13	12	16
事業系ごみ	433	470	447	485	433
剪定枝等	222	252	252	248	248

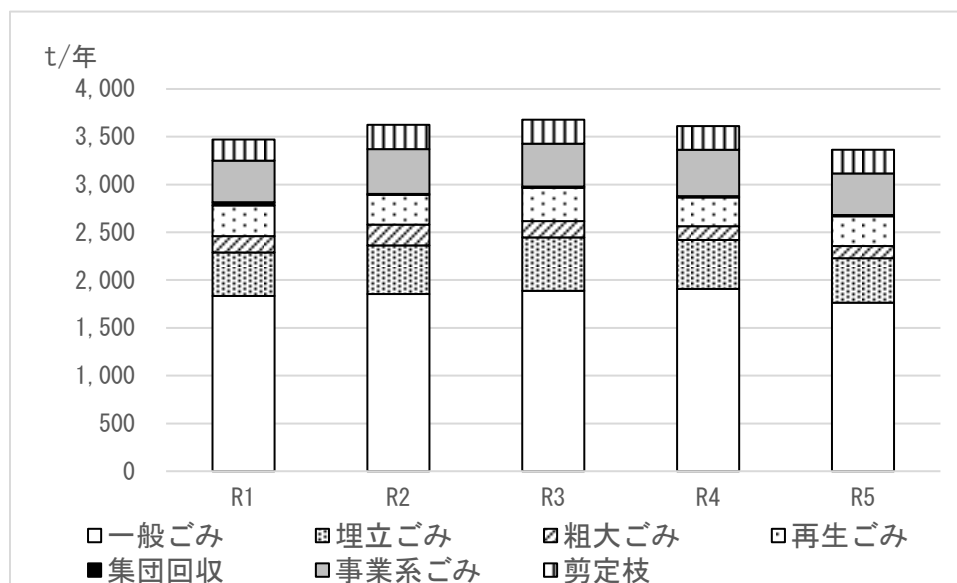


図 1-3 川越町のごみ排出量実績

(3) 本組合

本組合のごみ排出量実績を表 1-3 及び図 1-4 にします。本組合のごみ排出量実績は、令和 3 年度までは増加傾向でしたが、その後は減少傾向となっています。

品目別にみると、一般ごみは令和 4 年度までほぼ横ばい状況となっており、令和 5 年度に減少しました。埋立ごみは令和 3 年度までは増加傾向でしたが、その後は減少傾向となっています。粗大ごみは令和 2 年度に大きく増加しましたが、概ね 260～380t/年間で推移しています。再生ごみは、500t/年以上となっていますが、減少傾向にあります。また、剪定枝は増減があるものの概ね増加傾向です。集団回収は令和 2 年度に大きく減少しその後微増しています。事業系ごみは令和 4 年度に最も増加しましたが、概ね 550～600t/年間で推移しています。

表 1-3 本組合のごみ排出量実績

	(t/年)				
	R1	R2	R3	R4	R5
年間ごみ排出量	5,791	6,055	6,171	6,022	5,640
家庭系ごみ	4,817	5,000	5,150	4,934	4,622
一般ごみ	3,231	3,267	3,218	3,308	3,052
埋立ごみ	756	842	1,053	841	770
粗大ごみ	288	375	307	259	261
再生ごみ	508	505	559	514	523
集団回収	34	11	13	12	16
事業系ごみ	571	590	564	601	547
剪定枝等	403	465	457	487	471

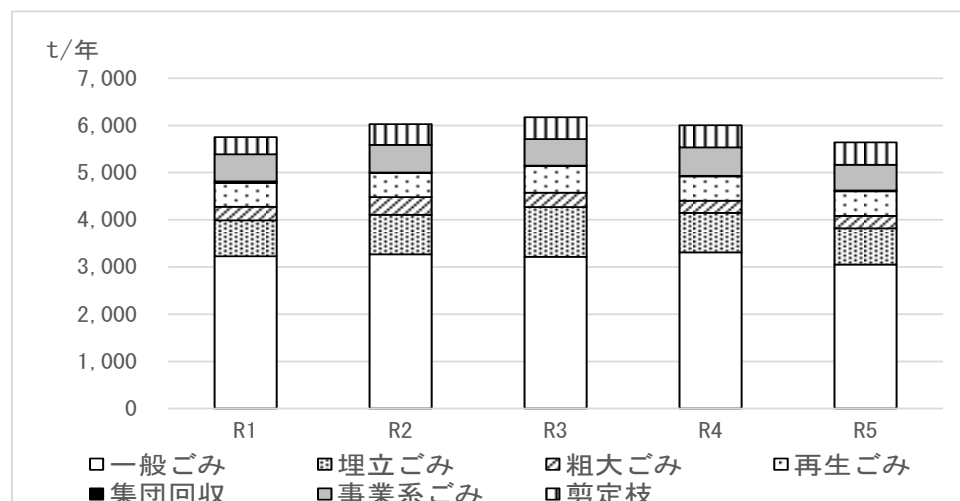


図 1-4 本組合のごみ排出量実績

第2章 計画の基本方針と目標

第1節 基本理念

持続可能な循環型社会の実現を目指し、ごみの減量化、資源化、適正処理を推進するとともに、地域資源を最大限に活用します。これにより、地域の環境負荷を軽減し、次世代に継承できる快適で豊かな生活環境を確保します。また、法令を遵守し、国際社会が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）と調和した地域独自の取り組みを通じて、環境、経済、社会のバランスが取れた社会づくりを目指します。

第2節 基本方針

基本方針を以下のように定めます。

基本方針 1：ごみの減量化と資源循環の促進

排出抑制やリサイクルを推進し、地域特性を活かした資源循環の仕組みを整備します。特に食品ロスやプラスチック廃棄物の削減を重視し、リサイクルを推進します。

基本方針 2：法令遵守と社会動向への対応

「廃棄物処理法」、「食品ロス対策法」、「プラスチック資源循環促進法」などの関連法規を遵守し、国や県の基本方針や社会情勢の変化を反映した施策を実施します。

基本方針 3：地域と連携した持続可能な廃棄物管理体制の構築

住民、事業者、行政が協力し、廃棄物管理の課題を共有し、適切な処理体制を構築します。また、教育・啓発活動を通じて、住民の理解と参加を促進します。

第3節 数値目標の設定

1. 数値目標の設定

ごみ排出量の目標を表 2-1 に示します。一人一日当たりごみ総排出量は 4%～5.3%の削減、一人一日当たり家庭系ごみ排出量は 5%～6.4%の削減、一人一日当たり再生ごみ等を除く家庭系ごみ排出量は 8.3～10.8%の削減となります。

表 2-1 ごみ排出量の目標

	朝日町			川越町			本組合		
	R5	R11	R16	R5	R11	R16	R5	R11	R16
	(実績値)	(中間目標)	(目標年度)	(実績値)	(中間目標)	(目標年度)	(実績値)	(中間目標)	(目標年度)
A. 一人一日当たりごみ総排出量	563.7	540.9	537.0	589.0	563.7	557.8	578.6	553.9	548.9
(令和5年度からの削減率)	—	4.0%	4.7%	—	4.3%	5.3%	—	4.3%	5.1%
B. 一人一日当たり家庭系ごみ排出量	480.3	453.8	449.8	469.8	446.5	441.5	474.1	449.6	445.1
(令和5年度からの削減率)	—	5.5%	6.4%	—	5.0%	6.0%	—	5.2%	6.1%
C. 一人一日当たり再生ごみ等を除く家庭系ごみ排出量	427.8	386.4	381.5	412.5	378.4	373.7	418.8	381.8	377.1
(令和5年度からの削減率)	—	9.7%	10.8%	—	8.3%	9.4%	—	8.8%	10.0%

※実績値は環境省 一般廃棄物処理実態調査結果(剪定枝除く)に、朝日町及び川越町の剪定枝を含めて算出している。

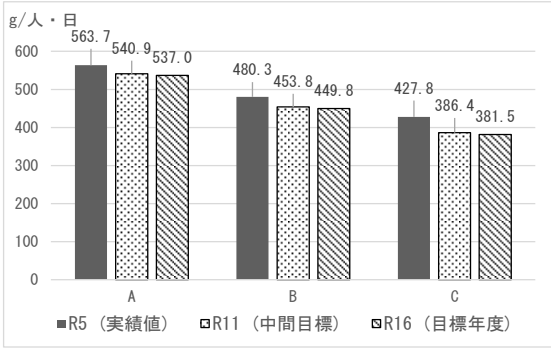


図 2-1 朝日町のごみ排出量の目標

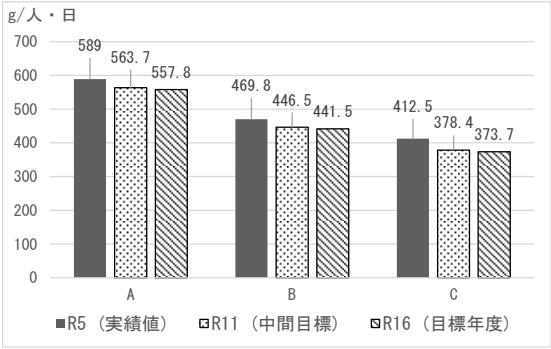


図 2-2 川越町のごみ排出量の目標

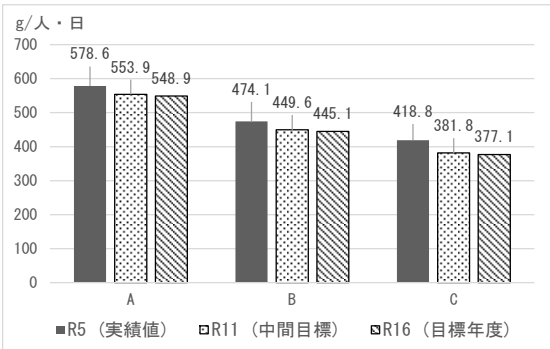


図 2-3 本組合のごみ排出量の目標

2. 一人一日当たりの削減量の設定

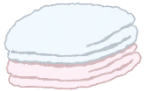
前項の目標値を達成するために、一人が一日当たりに削減する目標値を表 2-2 に示します。

一般ごみには、紙類や食べ残しなどのちゅう芥類（生ごみ）などが多く含まれています。そこで、可燃ごみの組成から削減可能な量を設定しました。一般ごみに含まれている紙類や布類の分別、食べ残し等の削減、水切りの強化により、一人一日当たり 41g（26g+15g）の削減を目指します。

表 2-2 一人一日当たりの削減量目標値

			平均ごみ質 (湿ベース)	R1～R5年度 平均排出量 内訳	削減目標	削減割合	削減対策
			%	g/人・日	g/人・日	%	
一般ごみ	組成	紙類	48.0	159.8	10	6.3	紙類の分別
		布類	4.5	15.0	1	6.7	布類の分別
		プラスチック類	7.1	23.6			
		木・竹・ワラ類	3.2	10.7			
		厨芥類	35.0	116.5	15	12.9	食べ残し等の削減
		不燃物類	0.3	1.0			
		その他	1.9	6.3			
		合計①	100.0	332.9	26		
	三成分	水分	54.8	182	15	8.2	水切りの強化
		灰分	4.7	16			
		可燃分	40.6	135			
		合計②	100.0	332.9	15		

削減量の目安

紙類を再生ごみに分別する		A4 用紙 2.5 枚で約 10g
布類を再生ごみに分別する		タオル(薄め) 1/50 枚で約 1g
食べ残しを減らす		ロールパン 1/2 個で約 15g
水切りを徹底する		ティーバッグの水分 1.5 個で約 15g

※重量は目安です。

第3章 ごみの発生抑制・排出抑制計画

第1節 家庭系ごみの減量化施策

家庭系ごみの減量化を進めるためには、地域社会全体での取り組みが不可欠です。本計画では、以下の施策を通じて家庭系ごみの削減を目指します。

1. 分別収集の徹底とリサイクル率の向上
2. ごみの発生抑制のための活動の推進
3. 住民の役割
 - (1) ごみの発生抑制（リデュース）
 - (2) 再使用（リユース）
 - (3) 資源の再生利用（リサイクル）
 - (4) 生ごみの減量と処理
 - (5) 環境教育と啓発活動への協力

第2節 事業系ごみの減量化施策

事業系ごみの減量化は、地域の環境負荷を軽減し、持続可能な社会を構築するための重要な課題です。本計画では、以下の施策を通じて事業系ごみの削減を推進します。

1. 事業者の自主的取組の促進
2. ごみ処理費用の適正化
3. 行政・事業者間の連携強化
4. 事業者の役割
 - (1) 廃棄物排出抑制への取り組み
 - (2) 分別とリサイクルの徹底
 - (3) 環境に配慮した製品・サービスの提供
 - (4) 廃棄物処理の排出事業者責任の徹底
 - (5) 地域社会との連携

第3節 食品ロス削減の推進

食品ロス削減は、環境負荷の軽減と資源の有効活用を図る上で重要な施策です。以下の取り組みを通じて、食品ロスの削減を推進します。

1. 住民向け啓発活動の強化
2. 事業者との連携推進
3. 教育・普及啓発の推進
4. 最新知見の活用と他自治体との協力
5. 食品ロス量の実態把握と目標設定

第4節 廃プラスチック対策

「プラスチック資源循環促進法」に基づき、廃プラスチックの資源化を推進し、環境負荷の低減を目指します。この法律が定める「マテリアルリサイクル（物質の性質を変えずに、新たな製品の材料として再利用する方法）」を中心に、地域特性に応じた具体的施策を検討します。今後検討すべき内容は以下のとおりです。

1. プラスチック廃棄物の分別収集とリサイクルの促進
2. サーマルリサイクルの有効活用
3. 啓発活動と連携体制の構築

第4章 収集運搬・中間処理・最終処分計画

第1節 収集運搬計画

適切な分別と排出ルール of 徹底、効率的な収集体制の構築、環境負荷の低減などを目指し、地域の特性に合わせた収集体制と周知活動を通じて、持続可能な循環型社会の形成を目指すこととします。

1. 収集頻度・収集形態
2. 排出時間
3. 収集方法
4. 住民への周知

第2節 中間処理計画

本組合では、一般ごみや埋立ごみを四日市市クリーンセンターへ処分依頼し、再生ごみや剪定枝は朝日町、川越町組合立クリーンセンターで貯留及び選別処理をしています。今後もこの処理方法を継続しますが、埋立ごみについては、将来的には廃プラスチックの分別収集を行い、マテリアルリサイクルを推進することを検討します。

1. 廃プラスチックの現行処理方法
2. 将来的な方向性
 - (1) 分別回収の強化
 - (2) リサイクル施設の活用
 - (3) サーマルリサイクルの併用
3. インフラ整備と住民への啓発

第3節 最終処分計画

本地域の一般ごみ、埋立ごみ、粗大ごみは四日市市へ処分委託を実施しており、全量資源化されています。また、再生ごみについては、民間事業者等で全量資源化されています。今後もこのように最終処分量ゼロを維持することとします。

第4節 その他の対策

1. 災害廃棄物に関する対策
2. 不法投棄に関する対策

第5章 ごみ処理基本計画の進行管理

第1節 計画の進行管理

計画の進行にあたっては、本組合、朝日町、川越町だけでなく事業者・住民等が一体となり、それぞれの役割のもとに事業を進めていくことが重要であり、実効性を高めるため各施策の実施状況や目標値の達成状況の確認など、計画の進行管理が重要です。

1. 進行管理の手法
2. 評価の方法
 - (1) ごみ処理実施計画における各年評価
 - (2) 中間目標年における目標達成評価
3. 計画の見直し

第2節 住民への情報提供

ごみの分別や減量、資源循環は、住民一人ひとりの理解と協力があってこそ成り立ちます。本地域では、わかりやすく、実践しやすい情報を提供し、地域全体での意識向上を目指しています。

1. 情報提供の基本方針
2. 情報提供の具体的な方法
 - (1) 広報紙への掲載
 - (2) ホームページや SNS の活用
 - (3) 学校との連携
3. 可視化による成果の共有
 - (1) リサイクル率やごみ排出量の公表
4. 朝日町及び川越町が取るべき行動
 - (1) 情報アクセスの向上
 - (2) 地域協議会の活用